

巡回指導の項目別必要帳票類

区分	重点	評価点	調査事項	主な必要帳票類
Ⅰ ・事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	経営許可申請書 事業計画変更許可申請書
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	
			3.自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	
			6.届出事項に変更はないか (役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) (本社巡回に限る)。	事業概況報告書 登記簿謄本 役員変更届
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	総勘定元帳
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	
Ⅱ ・帳票類の整備 報告等		1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	事故記録簿
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	事故報告書
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	運転者台帳
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	車両台帳
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか (本社巡回に限る)。	事業報告書 事業実績報告書
Ⅲ ・運行管理等		1	1.運行管理規程が定められているか。	運行管理規定
	○		2.運行管理者が選任され、届出されているか。	運行管理者選任届
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	運行管理者研修手帳
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	運転者台帳
	○	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	乗務の記録、運行指示書、点呼簿、運行記録計
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	乗務の記録 受注伝票
	○	3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	点呼簿
		1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	乗務の記録
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	運行記録計
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	運行指示書
	○	3	11.乗務員に輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	乗務員教育記録

Ⅲ ・ 運行 管理等	○	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	初任:運転記録証明 新人指導記録簿 適齢:適性診断後 面談記録簿
	○	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	適性診断受診結果表 (初任、適齢)
Ⅳ ・ 車両 管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	整備管理規定
	○		2.整備管理者が選任され、届出されているか。	整備管理者選任届
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	整備管理者研修手帳
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	日常点検表
	○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	点検整備記録簿
Ⅴ ・ 労基 法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	就業規則(印付)
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	36協定届(印付)
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	出勤簿、タイムカード
	○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	健康診断書
Ⅵ. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	加入台帳 賃金台帳 給料明細
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	
Ⅶ. 運輸安全 マネジメント		2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	運輸安全マネジメント の掲示 (HP掲載を含む)

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。
※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。